## 今後の国際環境協力の在り方について

1 これまでの国際環境協力に関する指針

平成4年5月に、中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会が、「国際環境協力のあり方」を環境庁長官に対して答申(ODA を中心とした国際環境協力の推進方策が中心)

2 国際環境協力を巡る国内外の情勢変化

国外の状況:国連持続可能な開発に関する世界首脳会議(2002 年)、アジア地域内の環境協力の進展(日中韓環境大臣会合(TEMM)等)、開発途上国の多様化、紛争への対応

国内の状況:ODA 大綱の改定(2003 年)、ODA 以外の資金による国際環境協力活動の活発化、活動主体の多様化(地方公共団体、NGO/NPO、企業)

3 国際環境協力戦略検討会

委員: 廣野良吉成蹊大学名誉教授ほか8名

国際環境協力の現状と課題を整理し、今後の国際環境協力をより戦略的・効果的・包括的に進めていくための「理念と目標」、「基本方針」、「今後の取組みの方向」について検討

平成16年10月に検討会報告書をとりまとめ

4 中央環境審議会における審議予定(案)

国際環境協力戦略検討会での検討を踏まえ、今後の国際環境協力の在り方について、中央環境審議会での審議・答申を求めたい。

審議方法:地球環境部会に国際環境協力専門委員会を設置して検討スケジュール(予定)

- ·11月8日 諮問
- ・11月9日 地球環境部会にて審議し、専門委を設置
- ・専門委での調査検討を経て、平成 17年6月を目途に答申を得る。

諮問第131号 環地保発第041108001号 平成16年11月8日

中央環境審議会

会長 森 嶌 昭 夫 殿

環境大臣 小池百合子

今後の国際環境協力の在り方について(諮問)

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、 今後の国際環境協力の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

## (諮問理由)

国際環境協力は、地球環境の保全と持続可能な開発を実現する上で極めて重要であり、国際的な協調の下、積極的な貢献が求められている。

平成4年5月に中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会が、「国際環境協力のあり方について」を環境庁長官に対して答申して以降、我が国は、政府開発援助を始めとした国際環境協力を推進してきたところである。

しかし、国際環境協力をめぐる国内外の情勢が大きく変化していることから、 我が国の国際環境協力は、その取組の方向について抜本的に見直す必要がある。

このため、地球環境の保全と持続可能な開発に向けた、今後の国際環境協力 の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。